

第 52 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

1 開催日時

平成 27 年 9 月 4 日(金) 午後 1 時から午後 3 時 45 分まで

2 開催場所

盛岡市内丸 16 番 1 号 岩手県水産会館 5 階 大会議室

3 出席者

【委員（10 名） 敬称略・五十音順】

東 信行

伊藤 歩

齊藤 貢

佐藤 久美子

島田 卓哉

鈴木 まほろ

高根 昭一

中村 学

平塚 明

由井 正敏

【事務局】

環境保全課 環境担当技監兼総括課長 松本 実

環境保全課 環境影響評価・土地利用担当課長 臼井 智彦

自然保護課 技術主幹兼自然公園担当課長 本木 正直

その他関係職員

【事業者】

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

4 議事

（冒頭、事務局から、委員 15 名中 10 名が出席しており、半数以上出席していることから、会議が有効に成立していることを報告し、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。）

- (1) (仮称) 折爪岳北風力発電事業計画段階環境配慮書について
- (2) (仮称) 折爪岳南風力発電事業計画段階環境配慮書について
- (3) (仮称) 久慈・九戸風力発電事業計画段階環境配慮書について

(1) (仮称) 折爪岳北風力発電事業計画段階環境配慮書 (希少動植物以外) について

[会長]

それでは議題、(仮称) 折爪岳北風力発電事業計画段階環境配慮書の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明後、事業者 (ジャパンリニューアブルエナジー株式会社) から事業内容等について説明を行わせたい旨を説明しました。)

[会長]

県事務局から、事業者より説明させたいとのことですが、よろしいですか。
それでは事業者から説明をお願いします。

[事業者]

(事業者から事業内容等について説明がありました。)

[会長]

それでは、一般的事項及び事業の概要、事前質問に対する事業者の回答がありました。
最初に、ただ今ご説明いただいた事項に対する再質問、分からないところ等がありましたら、質問してください。

[平塚委員]

そもそもなんですが、私は、配慮書ということですから、複数案の設定が非常に重要だと思うのですが、例えば、この冊子の 11 ページに、「本事業は風力発電施設の設置を前提としており、ゼロ・オプションの検討は非現実的であると考えられるため、対象としなかった。」とあります。

折爪岳北、南というのは、一連の事業のように思えるのですが、なぜ分けているのか、同じように、久慈・九戸も同様のことが言えるのですが、なぜ、ひとまとまりではなく、分割しているのかについて、合理的な理由を知りたいと思います。

もちろん、212 ページの総合評価のところ、複合的、累積的評価に関する言及はあるのですが、なぜ、一体性のものではなく、ばらばらのものとしているのか。

つまり、これが、ひとまとまりの計画であったならば、例えば、部分的に北地区は作らないというような複数案も設定しうるのだろうと考えられるのに、なぜ、そのようにしなかったのか。

例えば、折爪岳というのは、北と南で地形的にも地質的にも異なるし、植生的にも、かなり異なるというような、理由があるのであればお聞かせ下さい。

[会長]

それでは、事業者、お願いします。

[事業者]

折爪岳を挟んで、北と南に分けているのは、折爪岳周辺が県立公園の指定を受けておりまして、そこを除いたということが一番大きな理由になります。

久慈・九戸については、風況調査をしてから、発電所の設計に取り掛かるのですが、一回に複数の風況調査をしておりませんので、一ヶ所風況調査を行って、その結果を見て、次の計画を進めるという考えでおります。

久慈・九戸地区は、南側に風の調査をする地点を設けておりまして、その状況を見て、一番北側の方に、風力発電機を立てられるかを今後精査して進めて行くことを考えたうえで、こういった、2つに分けた計画を進めております。

[平塚委員]

折爪岳の部分を除くのは分かるのですが、配慮書手続が新しく入って、アセス全体に手間、時間かかるようになったと同時に、全体の進行速度を早めるようにという、そういうこともある訳です。

そういう中で、より効率的な進め方、今日、この3件を同時に扱うというのが効率的な進め方の証明であるとは思いますが、それでも、敢えて北と南を一連のものではなく、全然別のもととして扱うのは、まだ、よく分かりません。

[事業者]

会社としては、事業工程を考えますと、一度に全ての工事を進めていくことは、事実上、無理がありまして、工事工程の中では、やはり一番長くて2年間の工事を、一つのまとまりとして考えております。

1年ではやはり難しく、2年以上だと問題がありますので、2年間をひとつの工事の区切りとして考えて進めておりますので、同時に1回の計画として事業を進めるのは無理な状況で、今回のように事業を進めています。

補足いたしますと、配慮書を同時に提出しておりますが、今後の環境調査、方法書以降の手続につきましては、それぞれ、ばらばらにスケジュールが組まれる予定です。

折爪南の方は前倒し環境調査等で、先行して進めていくのですが、折爪北、久慈・九戸につきましては、環境調査、工事の時期も異なってきます。

これは社内でも、全く違う事業としてプロジェクトを組んで進めておりますので、そういった事情もあります。

[平塚委員]

どれぐらい時間的に違うのですか。

[事業者]

調査の結果も出ていない状況でありますので、1、2年、もしくは3、4年先の可能性もあり得ると思います。

[平塚委員]

とりあえず分かりました。

[会長]

県の方にお伺いします。評価書が出てから着工までには、何年かかってもよろしいのですか。何年以内に着工しなくてはいけないという決まりでしたか。

[事務局]

評価書が出てから着工までの期間は、法律上は定められておらず、アセス手続きが終わった後に、認可大臣の認可、許可が出て、それから、着工するという決め方にしかなっておりません。

[会長]

そうですね。事業者にも、着工時期についての裁量の余地があるのですね。

これから、風力、風速を調べるところなので、計画の熟度が上がっておりますが、ここでの説明ですと、複数案にも該当するのではないかという意見もありましたが、全体のおおよその順序だけでも、3箇所と、折爪岳南は2区というのもありますので、順番だけでも、熟度が上がる毎に、示していただければ、審査会としては助かります。

[事業者]

想定ではありますが、一番先行するのが、折爪岳南の1期地区になります。その次に、折爪岳北が1年ぐらいうれるかを見込んでおります。その後、半年ぐらいうれると見込んでいますが、久慈・九戸を考えています。折爪岳南の2期地区が、そのだいたい1年後ぐらいうれるかと思うのですが、あくまで、希望を含めた想定でありますので、何かあれば遅れるということになります。

[会長]

分かりました。あと、今日の案件の3つないし、4つのうち、経済産業省のNEDOの早期調査実証事業には、どれが該当しているのですか。

[事業者]

折爪岳南の1期地区につきましては、つい先日、今年度のNEDOの早期実証事業に採択されまして、これから手続きを進めます。

[会長]

それ以外は、早期調査実施実証事業には該当していないのですか。

[事業者]

はい。

[会長]

そうすると、今説明があったように、折爪岳南の1期地区が第一番目に進むということですね。なんか、クイズみたいですけどやっとわかりました。

[事業者]

はい。

[会長]

平塚委員よろしいですか。

[平塚委員]

はい。

[会長]

外にありますか。

(外の委員からの質問なし。)

[会長]

それでは、私の方からですが、質問15番で島田委員から提出されているコウモリの件ですが、コウモリは希少種も含まれています、ここでは一般的な事項として説明されているようですね。

4ページの上にありますカットイン風速を6~8mに上げる、そのぐらいの風が吹き始めると、風車が回り始め、コウモリが当たりにくい、外国の文献にもあります。

その場合、事業者にお伺いしますが、6~8mで風車が回転し始めますが、それより低い風速でも風車が動く場合がありますよね。最初に、コウモリをかわいそうだけでも、脅して近寄らないようにして、6~8mになったら風車を回転し始めて、その後、風が弱まって2~3mになった場合でも回転し続ければ、コウモリが回転していると理解したら近寄らないのではないのでしょうか。

問題は、最初に無風で風車が停止している時に、2~3mで風車が回転し始めると、コウモリが当たりやすいですね。それが危ないので、風速が6~8mになるまで我慢をして、風速が6~8mに到達したら、風車が回転し始める。かなり高速で風車が回転し、その後何mになろうと回転し続けることは可能ですか。

[事業者]

今、世の中にある風車は、基本的な設計値は、風速が3~4mから回り始めるようなものが世界的に出回っております。

回り始めるタイミングを制御することはできますが、やはり、風車の羽そのものに重さがありますので、急には回転させられないし、起動させる時に非常に電力を使用するということがありますので、4mぐらいから回転するように設計されています。

確かに、下の方のエネルギーというのは、少ないものではあります、トータルで設計されているところもございますので、今のところなかなか難しいと思います。

[会長]

はい、分かりました。

今、最初に起動する時に電力が必要とおっしゃったのは、補助電力ですか。

[事業者]

その通りです。

[会長]

補助電力があれば、最初から6~8m級の速さで回転させて、その後に低速にすれば良いのではないですか。

[事業者]

風車そのものは、電気を送電するシステムですが、系統に繋がっていないと回すことすらできません。

それは、発電機とは、ご存知の通り、基本的に磁石とコイルで動くというのが原則なんですが、磁石の代わりに、電気をもらって磁石として発電し始めて、初めて、電気を送電するシステムになっていますので、やはり、駆動する時には電気を使うシステムになっています。

[会長]

電気を外からもらうのですね。

[事業者]

そうです。

[会長]

外から6~8ms相当の電機を貰って、その速度で回転を始めればコウモリは当たらないと思うのですが、これは延々と話しても仕方ないので、そちらでも、研究をしてください。

追加で、島田委員どうぞ。

[島田委員]

難しいところではあるのですが、風車が回ってから、その後に風速が下がって、コウモリ当たらないかと言えば、多分そういうことではなくてですね、風速が強い時には、コウモリがあまり飛ばないということがあるので、モーターを高速で回転させると、返って危ない気がします。

ただ、ヨーロッパの研究では、1つのタービンにつき、年間10頭前後は当たっているのではないかなという試算もあります。ですから、このような内陸の、しかも森林の中に風車を設置した場合は、コウモリが飛んでくるリスクが高いと思います。

コウモリが当たる時期が限られていて、7～9月の比較的移動する時期が多く、時間的には、日中は可能性が低いですが、特にリスクの高い時期に、カットイン速度を制御する方法も、今後考えていただかないと、気がついたら希少な動物が大量に死んでいるというようなことを危惧しています。

[会長]

そうなんですね。

最初に回転する時だけ当たりやすいのではなくて、普通に回転する速度が、2～3m/sの時は、一番当たりやすいということですね。

[島田委員]

コウモリが最も活動しやすいからです。

[会長]

風が強いと餌も飛ばないから、ということなんですね。

その時の時間的シェアというか、風力基地での全体のうち2～3m/sの風の割合が、1%以下であれば、多分大したことはないでしょうけどね。

[東委員]

コウモリとの関係ですが、どんなコウモリがいるかの捕獲調査以外に、どういう風況の時に、どの高さで飛んでいるかがある程度見えてくると、リスクの高い状況がどこにあるのか、それに対してブレードの調整をして、場合によっては止めるということもできますよね。

そういう検討をした時に、どれぐらいのマイナスになるかということを含めて検討するというようなことを、調査の中に織り込んでいただければ嬉しいです。

[会長]

何か、現段階で事業者はありますか。

[事業者]

コウモリの調査の方法につきまして、詳しくは答えられませんので、今のご意見を踏まえて、専門家の方々に調査方法をご教授いただきながら、進めていきたいと思っております。

[会長]

では、一度コウモリを締めまして、4ページの下18番に、景観区域のことが書いてありますが、これは都市計画課から出た意見ですが、この場所は一般地域の自然景観地区、又は農山漁村景観地区に指定されていると書いてあるのですが、その場合、建設する風車の高さの制限は、ここではないということで、よろしいでしょうか。

[事務局]

原則としては、15メートルを超えないように努める必要があるのですが、やむを得ない事情がある場合には、私共の振興局の方で扱っておりますので、そこと協議しながら事業を進めて頂きたいという意味で、ここに書かせていただきました。

[会長]

はい。分かりました。

前に別の案件だったか、環境審議会で聞いたのは、岩手山周辺は、特別景観形成地区になっているので、13メートル以下となっていたと思うのですが、ここは15メートル以下が望ましいということが原則ですが、風力の場合、どのようになるのか分かりませんが、そのようなことですから、事業者も確認をお願いします。

[事業者]

はい。協議して進めて参ります。

[会長]

はい。外にありますか。

質問の部分ですが。

(委員からの質問なし。)

[会長]

はい。それでは折爪岳北風力発電事業については、一般的な事項についての審議はここで終了します。

それでは、折爪岳北風力発電事業の知事意見を形成のためのご意見がありましたら、お願いします。

[会長]

先ほどの委員からの質問、あるいは一部暫定版ですが、市町村長からのご意見、これらについては、今日、ご回答いただいた中で十分でない部分も含めて、事務局の方で取りまとめることでよろしいですね。

それ以外の全く新しい質問・ご意見はありますか。

(委員からの質問なし。)

よろしいですか。いずれ知事意見を形成する際に、もう一度各委員に案が送られると思いますので、その際にも確認をお願いします。

(2) (仮称) 折爪岳南風力発電事業計画段階環境配慮書 (希少動植物以外) について

[会長]

それでは、次に折爪岳南風力発電事業の一般的事項等についての説明を事務局からお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明しました。)

[会長]

それでは、本案件につきましても、事業者から説明をお願いいたします。

[事業者]

(事業者から事業内容等について説明がありました。)

[会長]

はい。今、県と事業者からの説明がありましたが、希少種の審議に関しては、後で一括して行いますので、一般的事項についての質問等がありましたら、お願いします。

[鈴木委員]

予定されている風車の設置台数が非常に多いように思うのですが、まだ、説明が終わっていない部分も含めて、かなり配慮が必要な事項が多い地域になっているように思います。

この後、方法書に進んで行く段階で、設置可能場所が大幅に減る可能性があるのではないかなと思うんですけども、この台数でないと採算が採れないというようなあたりはいかがでしょうか。

[事業者]

今、いろんな風の強さを完全に把握できているわけではありませんが、今後の風の強さによる発電量も含めて、採算性を検討して行く形になりますが、今ある全ての基数を設置しないと、成り立たないわけではないというふうに考えております。

[会長]

よろしいですか。まあ、成り立たない訳ではないということではあるんですが、ただ、先程の2-22の図がありますけど、北から南までぎっしりありますね。

まあ、1期と2期で分かれますが、まあ、相当数が縦に並ぶんですが、質問にもあるように、環境保全上重要な地域も含まれていると思いますので、必ずしも、これ全部がこのまま続いていくというわけではないんでしょうけども、例えば、その地域を環境保全上、回避しなさいとなった場合、その部分の風車を、どこか別の場所の隙間に埋めるという作業なんでしょうか。

[事業者]

それも考えられます。

環境調査や、関係機関との協議を進めていく中で、検討していかなければならないと考えています。

[会長]

この事業実施想定区域は、南北に何キロありますか。70 キロですか。南北 20 キロだとすると、約 400 メートル間隔、そんな感じでしょうか。

[事業者]

大体ですが、そうです。

[会長]

他にございますか。

[平塚委員]

光る昆虫について、質問してもよろしいですか。

[会長]

希少種でなければ、よろしいです。

[平塚委員]

では、無理ですね。先程の説明にも名前が出てきていたのですが。

[会長]

ヒメボタルですよね。ヒメボタルは、岩手県のデッドデータブックでは、Dランクなんです。あまりに有名でパンフレットにまで載ってますから、それは、ここで質問して構いません。

[平塚委員]

分かりました。では、それに関連して植生についてよろしいですか。

[会長]

はい。

[平塚委員]

例えば、折爪岳南であれば 50 ページに植生図があります。北だったら植生が 56 ページにあります。ほぼ同じ記載になっていまして、要するに、事業実施想定区域内の自然植生は、アカマツ群落のみであって、しかも、ほとんどは自然林ではなく、二次林である、要するに

自然林か二次林であるということが、強調されて書かれていて、特に、上の方にはクリ-ミズナラ群落と書いてありますけれども、折爪岳の実際にヒメボタルがいる場所は、ブナ、ミズナラ等の二次林ですよ。

なので、確かに、広葉樹林でヒメボタルは多いんですが、針葉樹林にもいます。針葉樹林の面積が広いので、保全する場合は無視できないと思うんですよ。

先ほど、北の方の松木委員からの質問で、折爪以外にもいるんじゃないかという質問がありました。

実際、他の生息地も見つかってきています。今回の想定区域内にも、おそらくいるだろうと思われまして、いろんな生息域の中で、圧倒的に、折爪の何百匹と言われる集団が、間違いなく一番大きいとは思いますが、それがコアの種であれば、その周囲にサテライト的にいるというふうに考える、それは、この植生図にも、居そうな場所が何箇所かあります。

ご説明に、メスが飛べないとあり、実際、そうなんですが、まだ、よくこの種類について、よく分かっていないので、こちらにもちゃんと書かれている通り、きちっと調査して頂きたいし、二次林だから、自然林だから、というのは、あんまり意識しないで調査をして頂きたいと思います。

[事業者]

はい。承知致しました。ありがとうございます。

[会長]

平塚委員の質問は、植物の方の植生ですね。

ヒメボタルの食べ物の方ですが、これは、多分食べ物は貝類ですよ。

まあ、ヒメボタルと言えば南昌山ですよ。そこもヒメボタルが歩いてますけどね。

広域的に分布しているけど、なぜか折爪だけに多いんですよ。だから、それは、植物も多いけど、もしかしたら、貝が多いのかという、何か、鈴木さん、そういう情報は聞いてないですか。

[鈴木委員]

特に聞いていないです。

[平塚委員]

陸生貝類と言われてはいますが、実際は、ミミズも食べているというような話もあります。まだまだ、土壌生物を食べているんじゃないかという話もあります。その辺もまだよく分かっていないと思います。

それで、なぜ折爪だけかかっていうと、標高が高くて、やませが吹き込んで非常に湿潤だというのが一番大きいと思います。要するに、貝が生息しているので、ヒメボタルがそこにいるんだろうと思います。

今回の想定区域内でも、それに近いような環境があれば、ヒメボタルがいる可能性はあります。

[会長]

はい。ではヒメボタルについては、一旦よろしいですね。
他にございますか。

[東委員]

渡り鳥の件もいいですか。

[会長]

はい。一般鳥類であれば、いいですよ。

[東委員]

二戸市長の意見書を見て気づいたんですけども、折爪岳の尾根沿いを、秋に渡り鳥が南下するという記述があるのですが、これの影響を懸念されているということと、この配慮書の方に書かれている内容に、渡り鳥に関しては、専門家からの意見として、水鳥の意見だけが記載されていて、それを受けてだと思んですけども、調査手法の中には、渡り鳥についてきちんと調べるということはきちんと記載されていません。

やはり、地元から出ている意見を元に、渡り鳥の調査を多少なりとも、きちんと考えて、計画に入れるべきではないかということと、一般的に、鳥の場合、尾根沿いを飛ぶ種類もいますので、そういう意味では、今回の計画地は、結構通り道になる可能性があります。

ただ、小さい鳥だと低い所を飛ぶから危険性は少ないという意見もあるかとは思んですけども、今回の、この場所で、きちんとそういう調査を実施されるということ、望むということ、鳥の調査ですと、普通は、昼間の明るい時間にやることが多いんですが、渡りの時期に限っては、夜間も結構飛ぶものがあるので、その辺もレーダーを回すとか、そういう手法もありますので、それも含めて検討して頂きたいという要望です。

[会長]

今の意見を聞いて、事業者の方から何かありますか。

[事業者]

ご指摘頂いたことと似たような事を、環境省の方から、最近、細かく指摘されていまして、環境省のQAの問の中でも、具体的にどういう手法を取るのかと、訊かれております。

その中で、地元の有識者なり、野鳥の会なりに、ヒアリングをしながら進めて下さいというように言われていることもありますので、そのように進めていきたいと思っております。

夜間の方も入ってくると思っておりますので、そのように進めることで検討しております。

[東委員]

はい、よろしく申し上げます。

[会長]

他にありますか。

[中村委員]

単純な質問なんですけど、二戸市からの意見書に書いてあるんですけども、電波への影響に留意されたい、などとあるのですが、具体的な事例があるものなののでしょうか。

[事務局]

地上デジタルにはなっていますが、アナログの時には、全国で、数件発生していたことがあります。

デジタルになってからは、改善されておりまして、直接アンテナを遮るようなことにならなければ、現在は、電波障害というのは考えにくいと思いますが、きちっと、電波状況を確認していきたいと思います。

[会長]

よろしいですか。それでは高根委員どうぞ。

[高根委員]

確認ですが、今回の資料の、南-22 と書いてある資料に、風車の仮配置を示して頂いているのですが、それと、南-18 という資料の 142 ページと書いてある資料の図を比べると、非常に、事業予定地に近いところにある住居のそばに風車を建てるように見えるのですが、そのような住居のことも踏まえて、仮に配置されたものなのか、あまりそういうことは考えないで、この図のような配置を考えているのか、という部分を確認したいのですが。

[事業者]

この段階では、真ん中に住居があることは確認していますので、そこは、外したいと考えております。実際には、置くことができる場所に配置をしていきます。

[高根委員]

ということは、南-22 の図は、周りの住居への影響等を考えないで、作成されたということでしょうか。

[事業者]

この後、住居に一番近い場所の風車をきちっと取り除いていくことを考えています。

[高根委員]

はい。わかりました。

もう一つ確認させていただきたいのですが、この 22 の図に○が 53 個あるのですが、最初のページにあるように、3,000 キロワットくらいの風車が 53 台で、159,000 キロワットが最大だと書いているのですが、台数がこれ以上増えないということなのか、例えば、1 台あた

りの出力が下がったら、もっと一杯建てることになるのか、その辺りのお考えはあるのでしょうか。

[事業者]

規模も最大を記載しております。

[高根委員]

15万9千キロワットを目標とした場合に、1台当たりの出力が少なかったら、台数を減らしますよといったことなんでしょうか。

[事業者]

その場合、この計画を超えるような対策を考えていきたいと考えております。

[高根委員]

それは、エリアの中は出ないかもしれないけども、このエリアの中に入る台数は増えるかもしれないということでしょうか。

[事業者]

このエリアの中に入る台数が増えることはないと考えて頂いて大丈夫だと思います。

[高根委員]

台数はこの53台がマックスで、これ以上増えることはないということですね。

[事業者]

はい。そうです。

[会長]

よろしいですか。それでは、ここで一般的事項の質問はここで締めまして、次に配慮書に対する知事意見形成のためのご意見で、追加等がありましたらお願いします。

[高根委員]

先ほどの質問に関連したことなんですけども、南-18の資料の図にある赤い点のあたりは、ここは人が住んでいる住居がありますし、道路も通っているようなんですけども、もし、そうであれば、工事の計画も踏まえてからだと思いますが、もし、工事車両が通るのであれば、交通騒音、振動、それから、実際に風車を建てる時に、ある程度の距離に風車が建つとすると、工事による騒音、振動が発生すると思われるので、影響がどの程度になるかということ进行调查し、予測評価をしていただきたいと思います。

[事業者]

はい。その辺の予測評価を行っていくという想定で、事業を進めております。

[会長]

1期、2期を併せて53基ということで、全体が出来る時の話になるかもしれませんが、先ほどもお話しがあったように、非常に台数が多くて南北にずらっと並びます。

二戸市長からの意見にもありましたが、渡り鳥のコースになっているかもしれないですし、例えば、一部は高いところにわざわざ昇っていく鳥もいるとは思いますが、折爪をわざわざ超えていく小鳥はあまりいないと思いますが、その場合には、峠の端部になっているところを小鳥はよく低く横断していきます。

つまり、南北に渡るのではなく、東西に渡る場合もよくあるのです。そうすると、調査をよくされて、風車を全機繋げると、隙間が無くなってしまうので、横断ができなくなります。

従って、方法書から準備書に至る過程で、やはり、小鳥の渡る経路を抑えて、そこは風車の間隔を開けるとかですね、その分の風車をどこに持っていかという話にはなりますが、環境配慮の面から、一般鳥獣に関しても、影響がある鳥もあるかもしれませんので、そういう部分の配慮もお願いしたいと思います。

それから、夜に渡る一般鳥類については、最近、いくつかの準備書にレーダーを縦回しにした場合の結果が、実際に出ています。

それによると、日が暮れて暗くなってから深夜から夜明け前までは、夜渡る小鳥はかなり高空を飛んでいるようです。ほとんど200メートル以下は、引っかけりません。

朝に飛び立つ小鳥は、もちろん低いところを飛ぶのですが、昼間飛ぶ鳥は一般的に低いところを飛びます。

よく来る鳥は、縦回しのレーダーで調べると、全体の2パーセントが、夜渡るというのが分かります。その1、2%の鳥も朝から動き出した鳥だと思うので、昔から渡り鳥の文献には、夜飛ぶ渡り鳥は、数百メートルから3キロくらいの高空を飛ぶと書いてあります。

ということから、もしかしたら、あまり心配しなくてもいいのかなとも思いますけども、実際に低いところばかり飛んでいたら、山に当たって死んでしまうことになりますしね。

これから、色々とデータが出てくるとは思いますが、そのような参考情報もあります。

それから、コウモリも渡るのですけどもね。その際に、どのくらいの高さを飛ぶのかは、全く分からないし、普段の生活でどのくらいの高さを飛んでいるのかは、先ほどの島田委員からの事前質問にもありましたように、しっかりと調べる必要があると思います。

[会長]

外によろしいですか。

それでは、この案件に対する知事意見の形成のための意見については、ここで締めます。

(3) (仮称) 久慈・九戸風力発電事業計画段階環境配慮書 (希少動植物以外) について

[会長]

それでは、3番目です。

(仮称) 久慈・九戸風力発電事業について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

(手続状況等を説明しました。)

[会長]

それでは、本案件につきましても、事業者から説明をお願いいたします。

[事業者]

(事業者から事業内容等について説明がありました。)

[会長]

はい。それでは、久慈・九戸風力発電事業配慮書の一般的事項につきまして、説明いただきましたので、それを含めて再度質問がありましたら、お願いします。

[齊藤委員]

今日配付頂いた資料の風力発電機の配置図なのですが、今回、一番最後にお示しいただきましたが、今回は、風況データを考慮して配置を決めていくとのことでしたが、今回1箇所風車が配置されていない場所があって、風況データを見る限り、別にここが風が悪いという訳ではないようですが、何か規制的なものにかかっているのか御説明をお願いします。

[事業者]

こちらの方は、市からのご意見にも出ていますが、ブロイラーの生産関連施設がありましたので、そこを除くような配置としております。

[事業者]

説明が不足しておりました。

もうすでに、ブロイラー関連施設に配慮して、この部分は配置したということです。

[会長]

その空白部分ですね。

今日配られた、久-17に今の風車配置図がありますけども、今の話の空白部のその下に山形基幹牧場と小さく書いてあります。

山形基幹牧場の位置について、本編の55ページの現存植生図の下の記載を見ますと、平成27年4月の環境省ホームページからだと書いてあるのですが、基幹牧場のところによく見ると、この部分は、牧草地とか放牧地のマークが無いんですよ。

山形基幹牧場は、かなり広い牧草地なのですが、環境省のホームページは、1回から5回の植生の重ね合わせであって、2万5千の最新の植生図ではないということですね。

[事業者]

はい。その通りです。

ここに書いてある図は、第5回の地図です。

[会長]

はい。そういうことですね。

だからこれは、はっきり言って古いですよ。

実際の山形基幹牧場は、ものすごい広い牧野で化けていますよね。

いずれ、事業者は最新の植生図を色々調べて、使うということですよ。

[事業者]

最新の成果を環境省からお借りして、進めております。

[会長]

はい。分かりました。

外にありますか。

(委員からの質問なし。)

[会長]

よろしいですか。

それでは、本件の風力発電事業として知事意見に追加なり、新たにご意見がありましたら、お願いします。希少種以外です。

[会長]

いずれ、この配置図を見ると、この久慈・九戸はずっと風車が2重配置になっていますよね。

これが出来るのであれば、先ほどの折爪岳南も、場所によっては2重に出来るのではないかと思います。

まあ、要するに、卓越風がどちらから吹くか、多分北西からなのか、でもそれだと重なってしまうと思いますが、どうしてここは2列で良いかという何か回答はありますか。

[事業者]

ちょっと分かりにくいかもしれませんが、ここも西の方から卓越風が吹いているのですが、間隔としては、同じような距離で配置しておりまして、位置がずれているので、そのように見ると理解していただきたいのですが、考え方は同じで進めております。

[会長]

そうですか。では真西から風が吹くということですか。

それを想定しているということですね。

[事業者]

はい。そうです。

[会長]

ただ、これも仮配置ですよ。
ここの風況調査は、これからですか。

[事業者]

現在観測中です。

[会長]

観測の結果を踏まえて、予測を行って、最終的な配置を決めるということですよ。

[事業者]

はい。その通りです。

[会長]

それでは、配慮書の一般的事項に対する知事意見は、これまでの委員から出ている意見を基に、県で整理していただくということでお願いします。

それでは、ちょっと早いですが、希少種の審議に入る前に、ここで一反休憩を入れます。
午後2時45まで休憩とします。

(午後2時45分まで休憩)

[会長]

はい。それでは審議を再開しますが、県事務局から補足説明があるとのことですので、お願いいたします。

[事務局]

失礼いたします。都市計画課からです。

先ほど、会長から景観形成基準について、ご質問がありましたが、その際に、こちらでお答えした内容がちょっと違っておりましたので、訂正させていただきます。

さきほど、原則として、高さが15メートルを超えないと言いましたが、これは、自然景観地区の話なのですが、これは建築物の話でありまして、今回の風力発電機は工作物になりますので、高さがいくら以下といった規定はありません。

高さに関しましては、道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないような高さとするよう努めることという規定の仕方をしております。

岩手山麓等の重点地域につきましては、13メートルを超えないことという規定がありますが、一般地域ではそのような規定はありませんということに、訂正させていただきます。

失礼いたしました。

[会長]

はい。了解いたしました。

それでは、再開しますが、傍聴人につきましては、事務局からの指示により退席いたしました。

ここからは、希少野生動植物の審議を非公開で行います。

(傍聴人の退出後、非公開部分の審査を行いました。)

[会長]

それでは、事前の意見も含めて、これまでに各委員が述べられた意見を審査会の意見としますので、事務局で取りまとめていただきたいと思います。

[会長]

以上で、折爪岳北、折爪岳南、久慈・九戸風力発電事業の審議を終了します。
事業者の方は大変ご苦勞様でした。

[事業者]

ありがとうございました。

[会長]

では、事務局にマイクをお返しします。

[事務局]

それでは、本日委員の皆様からいただいたご意見を基に知事意見を形成させていただきます。
前回同様、知事意見案が出来た段階で、一度お送りして、内容をご確認いただいたうえで、正式な知事意見とさせていただきますと考えております。

それから、事務局からの連絡事項でございますが、まず次週、9月10日の木曜日に第53回技術審査会を開催させていただく予定でしたが、こちらの審査会の定足数が1名足りないという状況になっております。

そういう場合は、今後も有り得る話ではございますし、やはり、今年度は、すごい数の審査案件が出てきておりました、皆様にも、お忙しい合間を縫って、このように御対応いただいているところであり、大変感謝しているところではございますが、ぎりぎりの定足数でもって会を開かざるを得ないという状況もございますので、仮に、審査会当日に体調を崩されたりして、お休みになりますと、定足数が不足するといった事態が生じてしまうということもございまして、事務局において、そのような場合の対応、また知事意見の形成手続について、現在、整理をしているところでございますので、正式に決まり次第、皆様にお示しさせていただきますと思います。

なお、第53回技術審査会を欠席される予定の委員の皆様のうち、急遽出られるということになった場合には、ご連絡をいただくと助かります。

現在のところ、定足数を割った状態でも、事業者様も呼ぶ予定となっておりますし、知事意見を形成するうえで、このように皆様に実際に質疑応答をしていただいたうえで形成させていただいているところではあり、その際には、重要なお意見を頂いておりますので、会議の方は

予定通り開かせて頂く予定ですが、そういった場合の、その会議の持ち方等についても整理させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、第53回後も、既に縦覧が終わった案件もございますし、つい先日、皆様に配付させていただきました縦覧中の案件もございます。それから、配付を待つばかりとなっております案件も1件ございまして、さらに、その他にも情報もございますので、少なくともあと3回か4回ぐらいは会議を開くこととなりそうですので、案件も、大分ばらけてくると思いますし、皆様にはお忙しい中ご対応いただき、大変感謝しているところではございますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

事務局からの連絡事項は、以上でございます。

[会長]

平日に開催するのが原則だとは思いますが、外の県だと土日にも開催しているようですが、県としてはそれは考えていないですね。

[事務局]

そうですね。委員の皆様もプライベートで色々あるかと思しますので、これまで土日開催は避けて参りましたが、最後の手段としては、考えたいと思います。

県事務局は、土日でも対応いたしますし、原則は平日開催を考えておりますが、どうしてもとなった場合には御相談させていただきますので、その際には、よろしくお願いいたします。

[会長]

はい。分かりました。

定足数不足の場合の処理については、事務局におまかせしますので、規約違反にならないようよろしくお願いいたします。

それでは、外に委員の皆様から何かありますか。

(委員から、質問等はなし。)

[会長]

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。

どうもありがとうございました。